平成 29 年度地方税制改正(案)について

総　務　省
平成 28 年 12 月

平成 29 年度の与党税制改正大綱(12 月８日決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

１　個人所得課税改革

◎　配偶者控除･配偶者特別控除の見直し（平成 31 年度分個人住民税～）

○　就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。

配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限	
	現行	→ 改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 （給与収入 110 万円）	合計所得金額 90 万円以下 （給与収入 155 万円）
⋮	配偶者の所得に応じて控除額が減額（所得税と同じ）	
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 （給与収入 141 万円）	合計所得金額 123 万円超 （給与収入 201 万円）

○　合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逓減・消失する仕組みを設ける。

- ・合計所得金額 900 万円超 950 万円以下（給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下）　控除額の 2/3
- ・合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下（給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下）　控除額の 1/3
- ・合計所得金額 1,000 万円超（給与収入 1,220 万円超）　適用なし

○　今回の配偶者控除･配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

２　車体課税

◎　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

○　対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で２年間延長。　〔別紙参照〕

◎　自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

○　重点化を行った上で２年間延長。　〔別紙参照〕

３　固定資産税等

◎　地域の中小企業による設備投資の支援

○　平成 28 年度税制改正において３年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の２年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。

○　固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

◎　居住用超高層建築物に係る課税の見直し

○　居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。

※　平成 30 年度から新たに課税されることとなるもの（平成 29 年４月１日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。

４　地方消費税

◎　清算基準の見直し

○　平成 26 年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。

○　併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を 17.5%（現行 15%）、7.5%（現行 10%）に変更。

５　県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

◎　県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

（平成 30 年度分個人住民税～）

○　指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は２％（現行４％）、市民税は８％（現行６％）とする。

※　分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。

※　税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率２％相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

※　退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率２％相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

６　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税、事業所税）
・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員５人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

○　緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税）

○　ＪＲ二島会社（ＪＲ北海道、四国）の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる二島特例）並びにＪＲ二島会社及びＪＲ貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる承継特例）を５年延長。（固定資産税、都市計画税）

○　小規模不動産特定共同事業（仮称）等において取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置を創設。（不動産取得税）

○　Ｊリートに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、２年延長。（不動産取得税）

７　災害に関する税制上の措置の常設化

○　被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税）

○　被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を２年度分から４年度分に拡充。（固定資産税、都市計画税）

８　その他

◎　地方税犯則調査手続の見直し

○　経済活動のＩＣＴ化・多様化等に対応し、国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

※　電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和　など

◎　航空機燃料譲与税

○　航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を３年延長。

９　検討事項等

◎　今後の個人所得課税改革の方向性

○　経済社会の著しい構造変化の中で、若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

○　個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

◎　森林吸収源対策に係る地方財源の確保

○　公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、一定の要件の下で所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施するなどの施策の具体化を進める。

　このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

◎　法人事業税の収入金額課税

○　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

◎　地方消費税の清算基準

○　地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

◎　ゴルフ場利用税

○　ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

別　紙

①　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

乗用車

〔現行〕（H27.4.1～H29.3.31）

区　　分	軽減率
電気自動車等	非課税
2020 年度燃費基準＋20%達成	
2020 年度燃費基準＋10%達成	80%軽減
2020 年度燃費基準達成	60%軽減
2015 年度燃費基準+10%達成	40%軽減
2015 年度燃費基準+５%達成	20%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31）

区　　分	H29 年度 軽減率	H30 年度 軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
2020 年度燃費基準＋40%達成		
2020 年度燃費基準＋30%達成		80%軽減
2020 年度燃費基準＋20%達成	60%軽減	60%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	40%軽減	40%軽減
2020 年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
2015 年度燃費基準＋10%達成		

トラック・バス

【重量車】車両総重量 3.5t 超

〔現行〕（H27.4.1～H29.3.31）

区　　分			軽減率
	排出ガス要件		
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減又は H28 規制適合*	ポスト新長期 規制適合	
電気自動車等			非課税
ディーゼルハイブリッド車 / ディーゼル車	2015 年度燃費基準 ＋15%達成	－	
	2015 年度燃費基準 ＋10%達成	2015 年度燃費基準 ＋15%達成	80% 軽減
	2015 年度燃費基準 ＋５%達成	2015 年度燃費基準 ＋10%達成	60% 軽減
	2015 年度燃費基準 達成	2015 年度燃費基準 ＋５%達成	40% 軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31）

区　　分		軽減率
	排出ガス要件	
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減又は H28 規制適合	
電気自動車等		非課税
ディーゼルハイブリッド車 / ディーゼル車	2015 年度燃費基準 ＋15%達成	
	2015 年度燃費基準 ＋10%達成	75% 軽減
	2015 年度燃費基準 ＋５%達成	50% 軽減
	2015 年度燃費基準 達成	25% 軽減

*H28 規制適合車は 7.5t 超のものに限る。

【中量車】【軽量車】

重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（2015 年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

②　自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

自動車税

〔現行〕（H28.4.1～H29.3.31 取得分）

区　　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	
2015 年度燃費基準＋20%達成	50%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31 取得分）

区　　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋30%達成	
2020 年度燃費基準＋10%達成	50%軽減

軽自動車税

〔現行〕（H28.4.1～H29.3.31 取得分）

区　　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋20%達成	50%軽減
2020 年度燃費基準達成	25%軽減

〔改正案〕（H29.4.1～H31.3.31 取得分）

区　　分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020 年度燃費基準＋30%達成	50%軽減
2020 年度燃費基準＋10%達成	25%軽減

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車(軽自動車税においては、電気自動車・天然ガス自動車)をいう。

注2)電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。